

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和6年11月8日（金曜日） 午前11時44分 ～ 午前11時59分

2 件名

生活保護事務における障害者加算の支給漏れについて

3 議事録

（岩間総合政策部長）

それでは、再開させていただきます。

生活保護事務における障害者加算の支給漏れについて、担当部から御説明をいたします。

今井健康福祉部長。

（今井健康福祉部長）

着座にて資料説明させていただきます。

生活保護事務における障害者加算の支給漏れについて、説明をさせていただきます。特別児童扶養手当を受給している被保護者1名、対象児童1名に係る生活保護扶助費の認定事務におきまして、特別児童扶養手当（以降特児手当）の受給に伴い加算給付すべき障害者加算が平成29年1月から令和6年10月現在迄行われておらず、そのうち、平成29年1月から平成30年11月及び平成31年4月から令和元年11月までの2年7か月分につきまして、地方自治法第236条で規定する時効の5年を超過しており、受給権が消滅しておることが発覚しましたので報告いたします。なお、現在特児手当を受給している他の被保護者5世帯対象児7名につきましては点検を行いまして、適正に処理されていることを確認しております。

障害者加算は被保護者のうち、障害認定を受けている者に対し加算支給を行うものでありまして、身体障害者福祉法施行規則に規定される身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級、または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある方、また障害等級表の3級、または国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害にある方が対象になりまして、特児手当1級2級は加算の対象となります。

障害の程度の認定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特児手当証書または福祉手当認定通知書により行いまして、障害者加算はその事由が生じたとき、事由の生じた翌月から加算に関する最低生活の認定変更を行うこととなっております。

特児手当は、精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を養育している家庭で、所得が一定の基準に達しない場合、養育者へ支給される手当でございます。

原因及び未支給額ですけれども、まずは、原因でございますが、被保護者が最初に特児手当の認定を受けた平成28年度当時の担当CWは、特児手当認定通知書の收受を行ったものの、特児手当認定が障害者加算の要件に当たるとの認識がなく、特児手当の収入認定のみを行い、障害者加算の処理を行っておりませんでした。当時の査察指導員、スーパーバイザー、以降SVと略しますけれども、SVも複数のCWのケース確認等に忙殺され加算漏れを見

落としておりました。2ページになりますけれども、また被保護者の特児手当の更新手続きの遅延により特児手当認定が切れ、特児手当を受給されていない期間が過去に3回ほどございましたけれども、その当時のCW、SVは、被保護者の特児手当認定が更新される度に特児手当を収入として認定計上しておりましたけれども、障害者加算の可否について検討することをせず、前例を踏襲して事務を行ったため、結果として、障害者加算が行われてございませんでした。

なお、特児手当は収入として月の扶助費から差し引かれることから、特児手当を受給しても、別に障害者加算を受けていない場合収入増とはならないことから、被保護者における特児手当更新手続きの遅延による認定切れが生じた一つの要因となったものと予想しております。

未支給額についてであります、時効到来分が468,370円、遡及給付分が769,000円で合計1,237,370円となります。

今後の対応でございますけれども、まずは被保護者に対しましてはすでに謝罪のうえ、障害者加算の支給漏れの経緯について説明をしております。生活保護事務の制度上は障害者加算を受ける場合は申請主義をとっておりますが、国の示している生活保護の手帳におきまして、生活保護実施に当たっては、生活保護の保証は要保護者の申し立てや第三者の意見聴取に止まらず、実態を把握して事実に基づいた保護を行わなければならないとしております。このことにより、CWは被保護者の立場に沿ってアドバイスや指導を行いながら支援に当たるべきところでありましたが、今回の件は担当のCWが被保護者の特児手当の受給事実を把握しながらも、障害者加算の要件を満たすとの認識が欠如しており、被保護者に対して、障害者加算の申し出について干渉しておりませんでした。一方で特児手当を被保護者の収入として保護費から控除していたもので、現在に至るまでの担当CWにおいても、特児手当が切れた際には更新手続きを被保護者に干渉していたものの、障害者加算の要件をみだしていることを見落としていたものでございます。

過去5年の期間の障害者加算769,000円につきましては、本年度の保護費において支給することと考えてございますが、5年を超えて時効となった障害者加算468,370円につきましても、市に落ち度があることが認められることから、請求権が消滅したものとせず、不支給とすることは、被保護者のみならず市民の理解を得ることは困難と考えられ、時効到来期間分の未支給分についても給付したいと考えております。

時効到来分については、一般会計において給付金として支給することとし、補正予算については12月市議会定例会に上程し、議決後に対象者に対し、申請手続きについて通知してまいります。

市財政への影響でございますけれども、未支給額のうち時効到来分については、国庫負担金、給付費の3/4、を受けることができないことから、時効到来分の国庫負担分351,277円につきましては全額市費の支出となります。

今後の方針についてでございますけれども、今後はCWが各被保護者のケース記録を記載する際に、障害者加算の判断は適切であるか、加算漏れがないかを必ず確認し、全ケースの記録を確認しているSVにおいては、特に加算漏れに注意を払ってチェックしてまいります。又、年に一度の被保護者ごとの援助方針を立てる際はCWはSVの確認の元、現在の支援内容の適正性をしっかりと点検したうえで作成することを徹底してまいります。

また、加算漏れチェック強化のため、被保護世帯全ケースについて、年に一度加算の状況を一齐に点検する機会を定期的に設け、組織的に検証を実施してまいります。

さらに、生活保護システムにおいて、確実な検証を可能とするためのツールの作成、及びCWが被保護者個々のデータ入力の際にシステムが自動で判断を支援するツールの作成・導入についても検討してまいります。

本件未支給により、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。

説明は以上となります。

（岩間総合政策部長）

説明は以上となります。なお、本件につきましては、本日中にマスコミリリース等も行う予定としております。ご質問がある議員はございませんか。

櫻井肇議員。

（櫻井肇議員）

非常に由々しき事態だと思います。これは生活保護の受給者にとっては、こういうことがあっては、生活はもちろん時によっては命の問題にまで発展するということになりかねませんので、非常に残念だな、と思っておりますが、2点お伺いします。まず一つは、これが発覚したというか掌握した経緯についてお伺いしたいということと、二つ目には遡及の分、これについては12月定例会関係ないわけですから、直ちに支給すべきだという、この2点についてお伺いします。

まず、なぜこれが発覚したのか、全く初めてのケースではないかなと思うのですが、今後こういうことが起こらないようにするためにも、なぜ発覚したのかということが知りたい。

（岩間総合政策部長）

長山地域福祉課長。

（長山地域福祉課長）

はい、今回のこの発覚した経緯でございますが、その通り、29年の段階から更新がされていなかったという状況がずっと続いていたわけですが、ケース記録につきましては、この方がケースに何か加算をしたりとかですね、収入の認定をしたり、そういうものにつきましては毎月記載してございます。その記載をする中で、なぜそれまで気づかなかったのかという話をされるとその通りでございますが、今回そのことをSVが改めてその方の分を見たときに、「あれ。特児の認定を受けているけれども障害者加算がついていないけどこれはいいのかな」と疑問をもって調べたところ、やはり加算がついていなかったということが発覚したということでございます。

さらに遡及の分につきましても、議員のおっしゃられるとおりただちに遡及できますので、11月中旬に急いでそちらの遡及分につきましては対応したいと考えてございます。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

過去は変えられないわけですが、定期的に検証していくというようなお話が先ほどございましたので、それしかないかなというふうに思います。本当にこれは対象者に対しては、心の底から謝罪していただきたいということを申し上げておきます。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

はい、伊藤盛幸議員。

(伊藤盛幸議員)

参考までにお聞きしますが、時効到来分の部分についてもそうなんですけども、いわゆる一般的に契約不履行の時とか、遅延手数料が加算されますよね。こういったケースは見なくていいのでしょうか。

(岩間総合政策部長)

長山地域福祉課長。

(長山地域福祉課長)

はい。その通り、5年を経過した部分もございます。5年を経過する前の支給分につきましては、その額が支給する額となりますので、今回の判断の仕方としましては、まず5年分は遡及、同じく同じ基準で交付できなかった部分は給付金として支給するということと考えたところでございます。

(岩間総合政策部長)

今井健康福祉部長。

(今井健康福祉部長)

はい。実は昨年も、別な課で同様の事例がございまして、その際にも検討いたしました。が、加算分については、実際の未支給分について、支給する規定がないので今回も加算は考えておりませんでした。

(岩間総合政策部長)

その他、ございますでしょうか。

ないようでございますので、以上で生活保護事務における障害者加算の支給漏れについて説明を終わらせていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議員説明会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。